

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学紀伊半島価値共創基幹地域協働ネットワークセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、地域課題の解決に関する研究に取り組むとともに、地域と協働した学びのネットワークの構築により、児童、生徒、学生及び社会人の学びの高度化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の諸機関と連携した地域課題の解決に資する研究や取組
- (2) 児童及び生徒の学校や放課後等の学びに寄与する活動の支援
- (3) 学生の地域をフィールドとした実践的な学びの支援
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター専任教員
- (3) センター員

(センター長等)

第5条 センター長は、和歌山大学（以下「本学」という。）の教員の中から、役員会の議を経て学長が任命する。

- 2 センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センターに、副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長は、本学の教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 6 副センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 7 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

(専任教員)

第6条 センター専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

(センター員)

第7条 センター員は、本学の教員又は所属長の了解を得た職員の中から、センター長が任命する。

- 2 センター員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 センター員は、センターの業務を担当する。

(室)

第8条 センターに次の室を置く。

地域協働ネットワークセンター規則（一部改正）

- (1) 地域力創造支援室
- (2) 次世代育成支援室
- (3) 実践活動支援室

2 室に室長を置く。

3 室に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターに必要なに応じて運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項はセンター長が別に定める。

(専門部会)

第10条 センターに、必要なに応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、総務課社会連携室において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2811号）

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2957号）

この改正規則は、令和8年4月1日から施行する。